

平成23年

第2回市議会（定例会）

会期6月1日～6月13日

会期中に、条例案2件（原案可決1件・原案否決1件）、継続案件1件（原案可決）、人事同意案件4件・推薦1件、承認2件、陳情2件（継続審査）、請願1件（採択）、意見書2件、報告5件の議案審議をしました。

総務文教委員会に  
付託された議案

●大竹市消防団員の定員、  
任免、給与、服務に関する  
条例の一部改正につ  
いて

Q 今後、消防団についてどのよう  
な充実・強化をするか伺う。

A 若年層に消防の活動・重要性を  
PRする事が、職・団員の増員につ  
ながっていくと考える。消防団と共  
に取り組みかたについて協議してい  
くことも今後の課題となる。

※討論はなく、採決の結果、  
原案のとおり可決

●議会の議員の議員報酬及  
び費用弁償等に関する条  
例の一部改正について

平成23年5月25日、市長に、  
4,039名の署名を添えて、条  
例一部改正の直接請求がされまし  
た。

請求代表者 見上 博之氏  
大田 征洋氏

【直接請求の内容】

現在、大竹市では常勤の市長等  
の期末手当は「給料月額」の20%を  
増した額を基準額としているが、  
この加算を、非常勤である議員の  
期末手当にも適用している。これ  
は、地方自治法に反して違法と考  
えられる。

条例を改正し、議員のボーナス  
20%加算を廃止するべきである。

Q 大竹市特別職報酬等審議会で  
議員報酬の総額の議論があったか伺  
う。

A 答申は同規模市との比較におい  
て大竹市議員報酬はやや上位にある  
が、報酬総額や活動経費の削減に格  
段の努力を行っているというもので  
あった。

Q 公務員の期末手当加算措置が、  
非常勤の議員に適用される根拠につ  
いて伺う。また、20%加算の必要性  
について伺う。

A 期末手当について一般職と同じ  
にする根拠はないが、国・県・他の  
地方公共団体を参考に支給方法、計  
算方法を定めている。20%加算は県  
内の全市・あるいは全国で当時導入  
しており、それに準じての提案であ  
る。

Q 議員が定例会・委員会で来庁す  
る以外に、どのくらい市役所に来庁  
し、活動しているのか、把握してい  
るのかを伺う。

A 時間、日数を費やし委員会開催  
に関しての情報収集をしていると確

信している。多くの日数に多くの議  
員が来所し調査を行い、あるいは電  
話での照会を行っている。

Q 議員をしながら、常勤の勤務に  
就くことが可能か伺う。

A 突発的に議会が開催されること  
もあることから、議員活動する上で  
は常勤の勤務は難しいと考える。

Q この度の直接請求において、加  
算措置の導入は管理職手当であり違  
法であるとあるが、執行部としての  
見解を伺う。

A 条例を制定しその中で期末手当  
の支給方法を定めている。管理職手  
当でなく、期末手当の支給方法につ  
いて規定されており違法でないと思  
える。

〓直接請求制度とは〓  
(条例の制定または改廃の場合)

有権者が、総数の50分の1以  
上の連署をもって、条例の制定、  
改廃などを普通地方公共団体に  
対して請求できる制度のこと。

**参考人（請求代表者）  
見上博之氏への質疑**

- Q** 委員会に出席し意見を述べることにしている感想を伺う。
- A** 参考人として出ることはやるべきでない、次の人が出にくいと思う。
- Q** 違法の可能性があると請求の要旨に記載があるが、請求代表者の意見を伺う。
- A** 違法、だとか、違法でないとかはよくわからない。これからも論争は続くと思う。20%加算を何カ所か無くしており、市独自のものとして無くしても良いと思う。
- Q** 署名活動の感想を伺う。また、改選後の新たな議員で審議することについてはどう考えるか伺う。
- A** 半月で4,039名の署名を集めることができ、財政建て直しや議会改革に市民の期待・関心が大きいと感じた。任期については考えていない。
- Q** 議会費トータルコスト削減のための定数削減、政務調査費25%カットについての認識見解を伺う。
- A** そこまでよく知らないので答えることはできない。

**◆参考人質疑後の継続審査の申し出**

○「違法という記述は重大なことである。司法の場を通じて結論をいただきたい」

○「第三者機関の意見を求め、期末手当について審議する条例も必要」

○「市議選後の新体制で議会での判断を委ねることもできるのでは」

○「報酬、費用弁償、期末手当などトータル面で考え、今後研究会で精査する必要があると考える」

採決へ

**継続審査の申し出は否決**

← 討論へ

**【賛成討論】**

○「条例改正は民意である。結果を真摯に受け止めるならば、加算措置を廃止すべきである」

**【反対討論（3名）の一部】**

○「署名については真摯に受け止めているが、志がある若い世代が立候補できる環境を作ること役目であるし、議会費削減をしてきたことを市民に知っていたら必要もある」

**※ 討論後、採決の結果**

**賛成少数で否決**



**【賛成討論】**

○「議会と行政は市民の声を真剣に受け止め、20%加算廃止の議案を可決し市民の期待に答えるべきである」

○「市民の生活実感と合わせるのが妥当である。署名結果を議員に対する厳しい評価と受け止め、議員報酬に関する議論の前提として、期末手当の減額はその一歩である」

○「政治姿勢として自らの行財政改革に取り組み、市民への負担軽減をはかり、市民の負託に答えるべきである」

**【反対討論】**

○「請求代表者自身違法かどうかかわからないとする署名活動に疑問を感じる。議会に不信感をうえつけようとする、市議選に向けてのネガティブキャンペーンではないか」

○「加算は違法にあたらない。偏った内容の署名活動であり、市民が議会改革の実情を理解した上での署名であるとは思えない」

○「これまでもトータルでの議会費の抑制を行っている。今後も議会改革研究会等での検討テーマであるにとらえている」

○「20%加算について正確な情報が市民に伝わっていないと考える。市民をかく乱する内容のチラシの配布はやめてもらいたい。今後も議会改革を進めて行きたい」

○「報酬比較する上にも根本となる議会・議員とは何かを議会改革を通して明確にするべきである。他の議案と同等に公正に取り扱い結論を得た」

○「違法性が不明瞭とする直接請求代表者の発言内容は署名者の大儀に相反する。違法性について明確になれば審議の必要も条令化も無いはずである。法的根拠を求めろ」

**本会議で採決の結果  
賛成少数で否決**

生活環境委員会に  
付託された議案

●訴えの提起について  
(3月議会からの継続案件)

議案(訴えの提起)の概要

都市計画道路南栄下白石線・油見中市線の施工に支障となる市所有倉庫の撤去を可能にする民事訴訟を起すために、議決を求めるもの。倉庫内にある相手方の所有物の移転、明け渡しなどを要求する。

これまでの経緯

昭和32年に南栄下白石線は都市計画決定された。計画と施工との差異から相手方と交渉が難航。昭和51年に計画変更手続きを経て、昭和61年、事業用地・物件を収用、市の所有となった。相手方は、これらの無効等を訴え、県知事・県収用委員会を提訴。平成11年、最高裁判所判決により、県側の勝訴が確定した。その後、相手方と明け渡しなどの交渉を続けたが、解決していない。

Q 南栄下白石線について、昭和50年9月17日と19日の市議会建設委員協議会で執行部から示された迂回案を委員側が了承しているが、翌年の

協議会は説明なく一方的に直線案に戻す決定をした通告の場になっている。理由を伺う。

A 昭和62年3月24日の裁判の中で証人調書によると『建設協議会で了解された曲げる案を相手に伝えたところ、隅切り部分がかかるので、今までの行きがかり上協力することできない。昭和32年の計画決定どおりに作ってほしいと言われた』となっている。その後の話し合いについては、11月上旬から12月下旬まで約7回にわたり行われ最終的には、どちらの案でも協力してもらえないということであれば、市が考えている最も良いと思われる直線案で行く」と決断したと証言記録にある。



Q 3月議会で継続審査となる中で、もう一度この3カ月の間に相手方と話し合いをしていただきたいという意見があったが、話し合いの結果はどうであったのか伺う。

A 4月25日に担当課3名で伺い本人に会うことができたが、忙しいということと時間がとれず、挨拶をしただけであった。5月13日に市長含め4名で再度訪問をしたが留守のため、身内に挨拶をしただけであった。

Q 手続きにミスがあったと答弁されているが、地方裁判所判決文では、「県施工区間及び市施工区間の都市計画事業は違法という他はない」という表現をされている。違法な事業をしたという理解でよいのかを伺う。

A 地裁の判決では、「事業の実施内容に一致させる変更決定が直ちに違法ではない」ということで認識している。都市計画の変更が必要な場合は事業着手前に変更の手続きを行う必要があると認識している。

Q 地裁の判決では、直ちに違法とはいえないとされているという答弁

であったが、高等裁判所の判決文では、地裁の判決のこの部分に関しては訂正などされていないので事業をしてしまったことに対しては違法と認識している。市も違法であると認めるべきではないのか。

A 1審、2審、最高裁の判決を見るなかで最高裁の判決がすべてと思っている。軽易な変更と事務手続き上のミスということで違法性はないと思っている。

委員会として現地調査を  
終了後、質疑を続行

Q 何故、倉庫を収用したのか。また、以前、執行部から供託金の時効について説明があったが、調査したところ時効はないと考えている。執行部の考えを問う。

A 収用する土地に物件がある場合は、移転料補償をするが、例外規定として土地収用法第79条の移転料が物件の価格より高い場合は、物件の収用を請求することができるという根拠法の中で建物の買い取りを行っている。また、供託金の時効の問題は、広島法務局に確認すると『民法では時効について決まりがあるが、

現実の問題については個々のケースがあるので答えられない。あくまでも本人から請求があつてから時効に該当するのか判断をすることになる」ということであつた。

**Q** 現地を調査し感じたことは、残り約30mについて、現行、幅員が12mである計画を8mに変えて実施することはできないのか。また、都市計画道路をやめて市独自で幅員4mの道路を作るということを考えたことがあるのか伺う。

**A** 幅員の変更については、市の都市計画道路網を構築する上で、(幅員が)12m必要であるということを決断をしているため8mに変更をすることはできないと考えている。また、その計画に基づき、すでに土地も収用しているため、都市計画道路の変更も、廃止もできない。

**Q** 事務手続きを怠つたということが行政としてのミスだつたという説明に終わっているが、起点終点は変わつてはいけないと条文に規定されている。そういうことを含めて単に手続き上のミスであると解釈しているのならば大変なことであるが、認識を問う。

**A** これまで、軽微な変更という言い訳の中で、やり方を終始しようとした。そこについて重大な瑕疵があつたということは先輩方も認めてきている。全てを踏まえた上で、裁判では、後から追認した都市計画街路の変更について認めるといふ結果が出ています。判決が出る前に土地は収用し、市所有となつていてという重大な事実の中で、これから先どのようにやっていくかは司法の手に委ねるといふ方法を提案している。行政として、今後はこういうことがないように、言い訳づくりの行政でないやり方をやっていこうと確認をしている。

**Q** 先日の協議会に相手方を招き意見を聞いた。相手方も道路が必要という認識はされているが、昭和32年の計画に戻してもらいたいということが本人の意向のように感じる。もし、訴えを提起されたとしても、和解を前提にした訴えの提起をしてもらえるのか意見を伺う。

**A** 訴えることそのものではなく、解決をしたいということが目的である。相手方に行政側が一方的に決めた道路で長年大変な迷惑を掛けているということを考えたときに、何とか調停になり得たらと考えている。

法律で許される範囲の中で最大限努力をしたと考へている。

質疑を終結し、委員から委員会の意思として、また、議会の意思として、附帯決議をしてはどうか、との提案があつた。

※採決の結果、附帯決議を付して原案のとおり可決

### 【附帯決議】

市長は、本市の道路行政において、過去にあつた都市計画法に反する行為を認め、また、解決に長期の時間を要しているため、相手方に苦痛を与え、周辺住民に不便を強いてきた。これらの経緯を踏まえ、

◇市長は相手方の名誉回復と早期和解に向けて最大限の努力をすること。

◇市長は議会に対し、本件の経過を、適宜、報告をすること。

### ～附帯決議とは～

議会または委員会における事件の議決にあたって、その事件について付随的に付けられる意見又は要望の決議のこと。

### 【反対討論】

○「相手方と和解に向けた協議をすべきである。法的な争いは長期化する。行政の理不尽な行いを認めるべき。市民を訴えることは強制執行を盾に和解を迫ることになる」

### 【賛成討論】

○「生活環境委員は皆、和解を望んでいる。附帯決議を決議で終わらせること無く、経過を見守る必要がある。可決でも和解の道は残っている」

○「長年協議してきた結果、法に判断してもらつた議案。これまでの委員会審議で情報公開が進められ、現地視察までできた。今回初めて道路行政の誤りを認めた事を評価する」

### 本会議で採決の結果 原案のとおり可決



南栄下白石線

